

## 第9 特定感染症等の予防に係る施策の推進

### ポイント

- ◎ 新型インフルエンザ等対策
- ◎ 結核対策
- ◎ エイズ対策
- ◎ 肝炎対策
- ◎ ウエストナイル熱（脳炎）対策
- ◎ 重症急性呼吸器症候群（SARS）対策

#### 1 新型インフルエンザ等対策

平成25年12月に策定した「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護すること及び県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを達成するため、発生段階ごとに、①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥県民生活・県民経済の安定の確保の6項目について対策を実施する。

#### 2 結核対策

本県における結核の現状は、患者等に占める高齢者の割合や外国人の結核患者が増加していることなどの課題がある。

このため、「広島県結核予防推進プラン」に基づき、早期発見・早期治療によるまん延防止、患者の生活環境に応じた医療・支援及び外国人に対する結核対策についての施策を総合的に推進する。

#### 3 エイズ対策

エイズ及びHIVに対する正しい知識の普及・啓発並びにHIV感染を早期に発見するため、検査・相談体制を充実させる必要がある。

また、感染者等の診療を行う医療機関だけでなく、長期療養・在宅療養体制の整備や支援、人材の育成が重要となっている。

このため、「広島県エイズ対策推進指針」に基づき、エイズ及びHIVに対する予防知識の普及・偏見差別の解消、利便性の高い検査窓口の充実及び長期療養体制の整備を柱とした取組を進めていく。

#### 4 肝炎対策

本県には、B型肝炎ウイルス（HBV）持続感染者（キャリア）が約45,100人、C型肝炎ウイルス（HCV）キャリアが約35,400人いると推定されている。

キャリアは自覚症状のないことが多く、本人が気付かないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行することが問題となっており、肝がんになる前にキャリアを早期発見し、早期治療に繋げることが重要である。

このため、平成29年3月に策定した「第3次広島県肝炎対策計画」に基づき、「予防：新たな感染の防止」、「発見：肝炎ウイルス検査の受検促進」、「相談・医療：病態に応じた適切な肝炎医療の提供」の3項目を柱とした取組を進めていく。

## 5 ウエストナイル熱（脳炎）対策

海外発生が認められるウエストナイル熱については、日本への侵入に備え、平成17年6月に策定したウエストナイル熱（脳炎）対策マニュアル（ヒトへの感染拡大防止のために）により、5つの状況別区分に応じた対応を行うこととしている。

表6 ウエストナイル熱に関する主な対応

状況別区分	主な対応
① 平常時	情報収集・提供、普及啓発 早期流行予測調査の実施等（カラス等の死亡鳥類調査）
② 海外で感染被害拡大	発生国の情報の周知等
③ 国内で感染鳥等が発生	広島県感染症対策連絡会議（ウエストナイル熱（脳炎））の開催等
④ 県内で感染鳥等が発生	広島県感染症警戒本部（ウエストナイル熱（脳炎））の設置等
⑤ 県内で感染者等が発生	積極的疫学調査等の実施、適切な医療の提供等

## 6 重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome：SARS）対策

平成14年11月に中国広東省において発生した非定型肺炎は、その後、WHOにより新種のコロナウイルスであることが判明し、重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome）と命名された。

本県においては、①初動体制及び情報連絡体制確立、②患者等の搬送体制の確立、③患者等の初診及び入院に係る医療提供体制及び検査体制整備、④情報提供体制の確立を柱として平成15年4月に策定した重症急性呼吸器症候群（SARS）対応行動計画（第2版）により対応することとしている。